平成２５年（フ）第３５２号
仙台市若林区文化町４番27号　文化荘７、従前の住所仙台市青葉区五橋２丁目７番５―603号
債務者　阿部　節子
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　彰二
4　破産債権の届出期間　平成25年８月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３０１号
神奈川県中郡大磯町西小磯261番地
債務者　長岡　實男
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川　浩
4　破産債権の届出期間　平成25年８月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第６５号
福岡県飯塚市鯰田2269番地10
債務者　野見山　亙
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　　朋
4　破産債権の届出期間　平成25年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月７日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第４０号
千葉県茂原市萱場31番地４
債務者　善福　正男
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　智志
4　破産債権の届出期間　平成25年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月25日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第５９５号
大阪府南河内郡河南町さくら坂２丁目12番８号
債務者　西口　泰英
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇津呂　修
4　破産債権の届出期間　平成25年９月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月７日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１７８号
福井県丹生郡越前町小樟第３号３番地
債務者　大間　哲也
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅田　景子
4　破産債権の届出期間　平成25年８月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月８日午前９時50分
6　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１６８号
名古屋市天白区土原１丁目341番地　ロイヤルマンション土原102号
債務者　伊藤　　正
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　克行
4　破産債権の届出期間　平成25年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１５１号
愛知県知立市牛田町西屋敷137―１　富士病院内、住民票上の住所愛知県大府市神田町３丁目360番地
債務者　折見　静憙
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉浦　宇子
4　破産債権の届出期間　平成25年８月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月15日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１８０号
愛知県大府市神田町３丁目322番地
債務者　折見　達憲
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉浦　宇子
4　破産債権の届出期間　平成25年８月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月15日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５８号
鹿児島県志布志市有明町山重10875番地３、前住所鹿児島県志布志市有明町山重10837番地
債務者　平山　義廣
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中佐和子
4　破産債権の届出期間　平成25年８月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月３日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１０４号
富山市長江３丁目６番８―101号　ミナミコーポ、前住所富山県中新川郡立山町利田227番地の２
債務者　レストラン曽我こと　阿閉　慎二
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鍋谷　博志
4　破産債権の届出期間　平成25年８月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５号
北海道沙流郡日高町富川東２丁目６番10―201号
債務者　関口　憲一
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　泰朗
4　破産債権の届出期間　平成25年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月８日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年11月７日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２５年（フ）第１９８号
群馬県前橋市南町４丁目39番地11　清水第３マンション201号
債務者　飯島　和子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成25年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　守永
4　破産債権の届出期間　平成25年８月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年９月４日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３６号
山形県酒田市東泉町３丁目４番地の10　Ｃ号、前住所山形県酒田市こあら２丁目17番地の20
債務者　森田　利夫
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　海野　寛康
4　破産債権の届出期間　平成25年８月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月７日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
山形地方裁判所酒田支部